

平成 20 年 9 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社モスインスティテュート
代表者名 代表取締役社長 林 一 郎
(コード番号 2316 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役経営管理本部長 石川 久美
電話番号 03-5623-7231

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 10 月 30 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款 第 2 条（目的）の一部変更及び追加をするものであります
- (2) 会社法の施行により端株制度が廃止され、同法施行時における当社の端株は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の定めにより経過措置として現存しておりましたが、平成20年6月23日の取締役会において、当社が保有する端株の消却を決定し、全て消却いたしました。これに伴い、現行定款第11条（株式取扱規則）及び第36条（剰余金の配当）から端株に関する規定を削除するものであります。
- (3) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第34条（損害賠償責任の一部免除）に第 2 項を新設するものであります。
なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 「会社法施行規則」に対応させ、現行定款第23条（取締役会）第 6 項及び現行定款第32条（監査役会の議事録）を変更するものであります。
- (5) 現行定款を全般的に見直して、条数の変更、字句の修正及び表現の一部変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 20 年 10 月 30 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 10 月 30 日(木)

以 上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p><u>(1) 医療・福祉・介護・保育施設の管理・運営及び関連サービスの提供に関わる業務</u> (新設)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>コンピュータネットワーク及びデータベースの保守・管理</u></p> <p><u>(5) 医療関連データの加工及び解析業務</u> (新設)</p> <p><u>(6) 医療関連開発業務に関するコンサルタント業務</u></p> <p><u>(7) 医薬品臨床開発受託業務</u></p> <p><u>(8) 医薬品の販売</u></p> <p><u>(9) 書籍の編集及び販売</u></p> <p><u>(10) 翻訳</u></p> <p><u>(11) 倉庫業</u></p> <p><u>(12) 不動産の売買・賃貸及び斡旋</u></p> <p><u>(13) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、医療器具、健康器具、食料品、衣料品、育児用品、日用品雑貨の小売販売および卸売販売</u> (移設・変更) [現行定款第2条第2号(1)]</p> <p><u>(14) アンチエイジングに関する情報提供</u></p> <p><u>(15) アンチエイジングに関する商品の開発及び販売</u></p> <p><u>(16) 経営コンサルタント業</u> (新設)</p> <p><u>(17) 酒類の小売販売および卸売販売</u></p> <p><u>(18) 米、穀類の小売販売および卸売販売</u></p> <p><u>(19) タバコの小売販売</u></p> <p>3. 有価証券の投資・運用</p> <p>4. 不動産の所有、売買及び管理</p> <p>5. 上記各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。 (移設・変更) [変更案第2条第2号(7)]</p> <p><u>(1) 医薬品及び化粧品等の臨床試験に係る受託業務</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>コンピュータネットワーク及びデータベースの保守及び管理</u> (統合) [変更案第2条第2号(1)]</p> <p><u>(5) システムの構築及び確認業務</u> (統合) [変更案第2条第2号(1)] (統合) [変更案第2条第2号(1)] (統合) [変更案第2条第2号(6)] (削除) (削除) (削除) (削除)</p> <p><u>(6) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、健康器具、食料品、日用品雑貨等の小売販売及び卸売販売</u></p> <p><u>(7) 医療・福祉・介護・保育施設の管理及び運営並びに関連サービスの提供に関わる業務</u> (削除) (削除)</p> <p><u>(8) コンサルタント業</u></p> <p><u>(9) 金融サービス業</u> (削除) (削除) (削除)</p> <p>3. 有価証券の投資及び運用</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>端株の買取り</u>その他株式に関する請求、届出、申出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する請求、届出、申出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>② 取締役社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにするものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>④ 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p>⑤ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 (移設・変更) [変更案第24条]</p> <p>(移設・変更) [変更案第25条]</p>

現行定款	変更案
<p>⑥ 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長並びに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(移設・変更) [変更案第 26 条]</p>
<p>⑦ 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。</p>	<p>(移設・変更) [変更案第 26 条]</p>
<p>⑧ 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(移設・変更) [現行定款第 23 条第 3 項]</p>
<p>(移設・変更) [現行定款第 23 条第 4 項、第 5 項]</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までにするものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(移設・変更) [現行定款第 23 条第 6 項～8 項]</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。 ② 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。</p>
<p>(移設・変更) [現行定款第 23 条第 6 項～8 項]</p>	<p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。 ② 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。 ③ 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (任 期)</p>	<p>第29条 (監査役の任期)</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>第31条 (監査役会の議事録)</p>	<p>第34条 (監査役会の議事録)</p>
<p>第32条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p>	<p>第35条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>
<p>(監査役の報酬)</p>	<p>(監査役の報酬)</p>
<p>第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
<p>(損害賠償責任の一部免除)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除)</p>
<p>第34条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第37条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第35条 (条文省略)</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当)</p>	<p>(剰余金の配当)</p>
<p>第36条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者、及び毎事業年度末日の端株原簿に記載または記録された端株主に対して期末配当を行うことができる。</p>	<p>第39条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、期末配当を行うことができる。</p>
<p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 1 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者、及び毎年 1 月 31 日の端株原簿に記載または記録された端株主に対して、中間配当を行うことができる。</p>	<p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 1 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</p>
<p>第37条 (条文省略)</p>	<p>第40条 (現行どおり)</p>